

議案第 1 1 号

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定に
ついて

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 2 1 年 1 1 月 3 0 日提出

富津市長 佐久間 清 治

提案理由

浅間山運動公園テニス場の一部を人工芝に改修することに伴い、その使用料を市民ふれあい公園テニス場の使用料と同額にする等のため、条例の一部を改正しようとするものである。

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市体育施設の設置及び管理に関する条例（平成17年富津市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「当る」を「当たる」に改める。

第9条第1項中「を変更し、又は取り消し」を「の変更又は取消し」に改める。

別表4 浅間山運動公園使用料の表テニス場使用料の項中

「

入場料の類を徴収しない場合	全天候型アスファルト系コート	1面 1時間以内	520円
入場料の類を徴収する場合			2,620円
夜間照明設備			520円

」を

「

全天候型アスファルト系コート	1面 1時間以内	520円
全天候型人工芝コート		730円
夜間照明設備		520円

」に改める。

附 則

この条例は、平成22年4月1日から施行する。